

津山市業務継続計画

令和4年11月

津山市

《 目 次 》

第1章 津山市業務継続計画の基本的な考え方.....	4
1. 計画の目的.....	4
2. 計画の位置付け.....	4
3. 計画策定の効果.....	5
4. 基本方針.....	6
5. 対象とする組織.....	7
6. 発動及び終結.....	7
第2章 前提とする災害と被害想定.....	8
1. 津山市の特性.....	8
2. 前提とする災害.....	14
3. 津山市域における被害想定.....	15
第3章 非常時優先業務の選定.....	18
1. 非常時優先業務の考え方.....	18
2. 非常時優先業務の想定期間.....	18
3. 非常時優先業務の選定基準.....	18
4. 非常時優先業務の選定結果.....	20
第4章 非常時優先業務の実施体制.....	21
1. 指揮命令系統.....	21
2. 津山市災害対策本部の活動.....	21
3. 職務代行.....	26
4. 職員の参集体制.....	26
5. 職員参集状況の想定.....	27
6. 職員の確保対策.....	29
第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策.....	32

1. 庁舎.....	3 2
2. 電気、水、食料等.....	3 2
3. 通信手段.....	3 4
4. 情報システム等.....	3 6
5. 公用車.....	3 7
6. その他の物品・用品等.....	3 8
第6章 業務継続体制の向上.....	3 9
1. 計画の見直し・更新.....	3 9
2. 業務継続体制の整備・強化.....	3 9
3. 平常時からの備え.....	4 0

附属資料

- ・非常時優先業務一覧

第1章 津山市業務継続計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

大規模災害が発生した際に、各自治体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

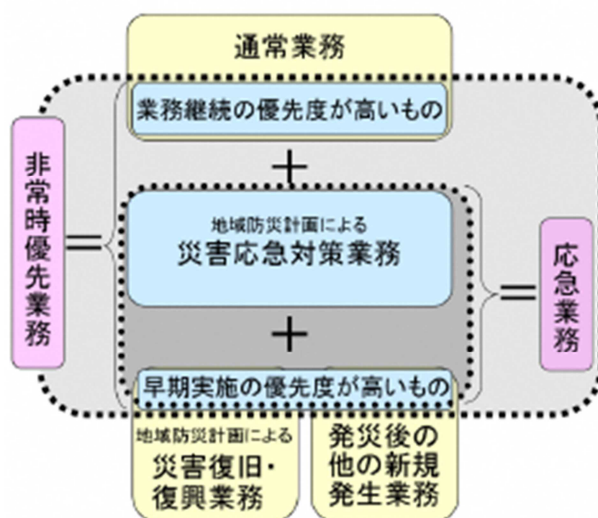
しかし、平成23年3月の東日本大震災や、平成27年9月の関東・東北豪雨等、過去の災害では、自治体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障をきたした事例が多数見受けられるところである。

このため、災害により、津山市の資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合であっても、被災者の保護や住民生活の安定のために最大限の役割が果たせるよう、津山市業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定し、優先的に実施すべき業務（「非常時優先業務」※）を特定するとともに、業務の執行体制や、その対応手順、継続に必要な資源の確保等について、あらかじめ定めるものである。

※ 非常時優先業務とは

大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務が「非常時優先業務」である。

具体的には、地域防災計画に掲げる災害応急対策に関する業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務など（以下「災害応急業務」と総称する。）に加えて、業務継続の優先度の高い通常業務（以下「優先度の高い通常業務」という。）が対象となる。



2. 計画の位置付け

津山市防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき「津山市地域防災計画」を作成しており、本市及び防災関係機関並びに事業者及び住民が、災害の予防から、応急対策、復旧・復興までに取り組むべき基本的事項を総合的に定めている。

これに対し、「津山市業務継続計画」は、地域防災計画を補完するものとして、被災により制約が伴う状況下においても、災害応急業務及び優先度の高い通常業務を的確に実施するため、本市が独自に定めるものである。

＜地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）＞

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	津山市防災会議が作成し、津山市、岡山県、防災関係機関等が実施する。	津山市が作成し、実施する。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時に、必要資源に制約がある状況にあっても、目標とする時間・時期までに非常時優先業務が実施できるよう必要事項を規定する。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について、計画に定める必要がある。	行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)して、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）を対象とする。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保については、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討し、記載する必要がある。

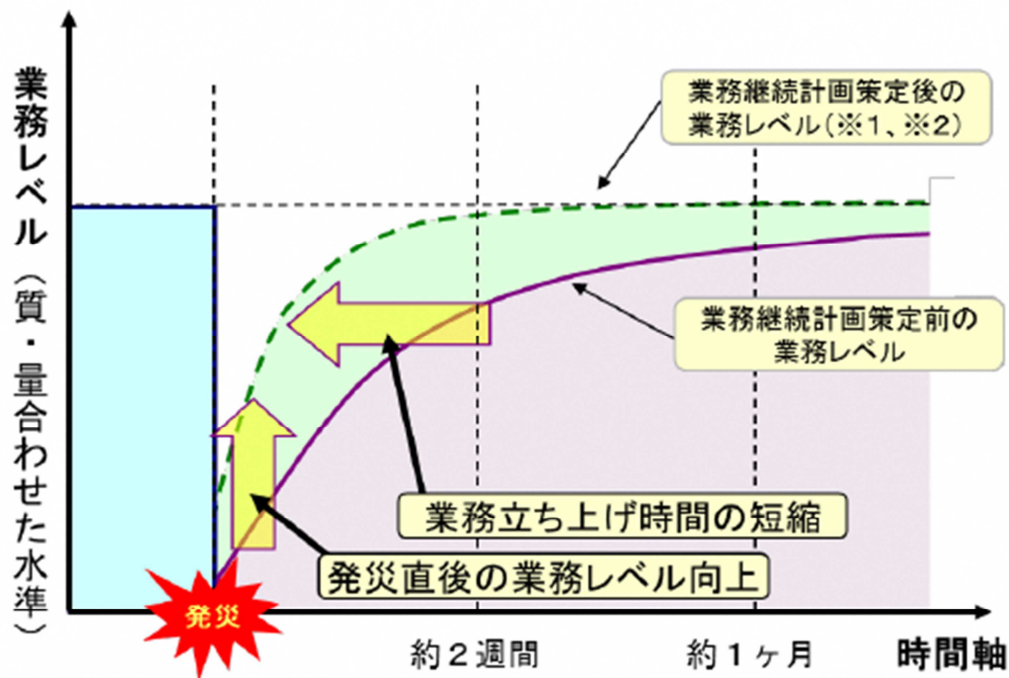
3. 計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

津山市においても、被害状況等の確認など、発災直後から非常に短い時間の間に膨大な災害応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

津山市業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務の執行に必要な資源を確保し、業務立ち上げ時間を短縮するとともに、発災直後の業務レベルの向上等を図ることにより、発災直後の混乱から行政が機能不全になることを避け、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

<業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ>



- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても、非被災地からの応援や外部機関の活用により、業務の実効性を確保し、想定を超える業務量に対しても適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて、計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていく必要がある。

4. 基本方針

大規模災害発生時において、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、次の基本方針に基づき、組織全体で業務継続体制を確保するものとする。

- (1) 大規模災害発生時においては、津山市地域防災計画に定める災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 住民生活の安定に重大な影響を与える非常時優先業務以外の業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。
- (3) 非常時優先業務に実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は全庁横断的に調整し、確保する。
- (4) 平常時からの全庁的な取組により、業務継続体制の強化を推進する。

5. 対象とする組織

津山市業務継続計画は、津山市の全部局（市長部局、教育委員会及び水道局）を対象とする。

6. 発動及び終結

(1) 津山市業務継続計画の発動判断

津山市業務継続計画の発動は、災害の発生により、津山市災害対策本部を設置した場合において、災害対策本部長である市長が判断する。

□災害対策本部設置基準（津山市防災配備体制要領より抜粋）

災害対策本部 (非常体制)	(2号配備)	<input type="checkbox"/> 市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき <input type="checkbox"/> 火災、爆発その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき <input type="checkbox"/> その他、災害等事態が拡大するおそれがあり、市長または災害警戒本部長の指示があったとき	本部長：市長 副本部長：副市長 教育長 本部長付：企画財政部長 総務部長 総務部参与 (危機管理) 税務部長 危機管理室長 本部員【14名】
	(3号配備)	<input type="checkbox"/> 発生災害が拡大し、被害が甚大であると予想されるとき <input type="checkbox"/> 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき <input type="checkbox"/> 震度5強以上の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> 特別警報が発表されたとき	【全職員配置】 本部長：市長

(2) 津山市業務継続計画の終結判断

津山市業務継続計画の終結は、津山市災害対策本部を廃止した場合、もしくは災害応急対策が概ね完了して、通常業務の再開にも重大な支障が生じない状況になった場合等において、災害対策本部長である市長が判断する。

(3) 津山市業務継続計画の発動・終結の周知

津山市業務継続計画を発動又は終結したときは、関係機関及び住民に周知する。

第2章 前提とする災害と被害想定

1. 津山市の特性

(1) 位置及び面積

本市は、岡山県の北東部で中国山地と吉備高原のほぼ中間にある津山盆地に位置しており、東は勝田郡奈義町及び勝央町、西は苫田郡鏡野町及び真庭市、南は久米郡美咲町、北は鳥取県とそれぞれ接している。

市の面積は、506.33 k m²で、岡山県の全面積の7.1%を占めている。

経緯度（市役所位置）	
東 経	134 度 00 分 16 秒
北 緯	35 度 04 分 09 秒
海 抜	95.2m

(2) 地勢

市中央部は、概して平坦地であり、県下三大河川の一つである吉井川が市の西方から市街地の中央南部を東に貫流している。市東部西部ともに緩やかな丘陵地と平野が混在し、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000mから1,200mの中国山地の南面傾斜地であり、南部は標高100mから200mのなだらかな山地と丘陵地で、吉備高原に続いている。

(3) 地質

津山盆地の基盤をなす地層は、古生層で秩父古生層に属し、この上に厚さ200m余りの中新統があり、東西に広がっている。市の北部の山地は、中国背梁山山地であって、花崗岩からなっており、南部の丘陵性山地は古期流紋岩質角礫岩が広く分布し、これらに挟まれた中央平坦地には、第三紀層及び第四紀層が分布している。

(4) 河川

本市には、県下三大河川の一つである吉井川があり、また、その吉井川水系の1級河川も数多くあり、市域内を網の目のように流下し、支川を集めながら吉井川へ流入している。

その吉井川は、市の市街地の中央南部を西から東へ貫流し、市東部で南折して久米郡美咲町へと流下し、瀬戸内海に注いでいる。

(5) 気候

本市の気候は、年間平均気温が14.0℃で、年間降水量は、1,416.0 mmとなっている。

各要素を全国的に他の地域と比べてみると、本市は盆地であるため、気温は夏と冬の温度差及び日較差が大きく、また、降水量は少なく湿度は高い。風向は、5月から8月にかけては南東風で、他の月はほとんどが西風である。冬季の北部の気候は日本海側の気候に類似しているが、南部は概して瀬戸内型の気候といわれている。

台風等が四国沖を北東進する場合などに、勝田郡的那岐山麓沿いに発生する強風の「広戸風」は、市北東部を中心に大きな影響を及ぼすことがある。

(6) 豪雪地帯

津山市（旧久米町を除く）は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）により、累年平均積雪算値（ひと冬の累積積雪量（cm）×ひと冬の冬日日数）が5,000cm/日以上 of 豪雪地帯として指定されている。

(7) 住民基本台帳による町別男女別人口、世帯数 （令和4年1月1日現在）

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
川崎	2,718	1,309	1,409	1,449
野介代	2,159	1,041	1,118	975
林田	2,419	1,119	1,300	1,164
東新町	138	62	76	72
西新町	97	45	52	62
中之町	85	41	44	52
勝間田町	40	19	21	22
林田町	91	41	50	52
橋本町	40	20	20	16
上之町	689	322	367	353
材木町	104	46	58	61
伏見町	81	33	48	47
京町	97	42	55	48
河原町	68	31	37	32
船頭町	54	27	27	38
小性町	76	33	43	45
吹屋町	139	58	81	80
新魚町	61	30	31	32
堺町	51	22	29	24
二階町	61	23	38	37
元魚町	41	13	28	30
新職人町	41	17	24	25
戸川町	104	51	53	49

本町二丁目	18	7	11	12
本町三丁目	45	22	23	21
美濃町	16	8	8	12
桶屋町	38	16	22	23
下紺屋町	35	16	19	19
鍛冶町	30	14	16	17
坪井町	74	33	41	42
福渡町	93	42	51	40
細工町	46	23	23	21
上紺屋町	50	20	30	31
宮脇町	55	22	33	29
南新座	463	218	245	265
山下	272	134	138	158
北町	276	130	146	152
椿高下	504	239	265	262
城代町	30	17	13	16
田町	753	329	424	438
大手町	27	12	15	18
西寺町	184	86	98	101
鉄砲町	335	165	170	169
新茅町	22	12	10	14
西今町	128	53	75	63
茅町	125	63	72	71
安岡町	165	80	85	65
小田中	3,467	1,635	1,832	1,742
上河原	1,870	873	997	885
北園町	1,116	505	611	576
山北	2,795	1,310	1,485	1,393
総社	1,382	653	729	665
小原	3,576	1,696	1,880	1,677
志戸部	1,836	887	949	804
勝部	1,731	847	884	670
糶保	251	134	117	128
紫保井	484	247	237	209
大田	1,632	782	850	654
沼	1,872	911	961	840
弥生町	209	107	102	95
二宮	2,592	1,283	1,309	1,298
院庄	1,805	882	923	916
神戸	1,354	667	687	651
戸島	352	174	178	151
福田	313	144	169	150
高尾	333	147	186	151
皿	458	234	224	196
平福	1,568	782	786	696
中島	790	393	397	372
一方	1,351	640	711	711

津山口	758	381	377	437
井口	247	112	135	164
大谷	826	411	415	438
昭和町一丁目	91	43	48	56
昭和町二丁目	82	39	43	45
南町一丁目	61	32	29	41
横山	825	384	441	453
八出	637	324	313	348
小桁	122	63	59	44
金屋	41	20	21	21
押渚	99	47	52	45
荒神山	72	36	36	29
種	85	40	45	40
上田邑	901	449	452	408
下田邑	582	288	294	250
一宮	308	158	150	132
東一宮	4,381	2,175	2,206	1,708
東田辺	161	78	83	80
西田辺	73	34	39	36
山方	1,289	630	659	519
下横野	705	348	357	304
大篠	476	245	231	224
上横野	914	440	474	379
上高倉	337	162	175	121
下高倉東	340	158	182	168
下高倉西	982	486	496	429
吉見	191	99	92	83
綾部	535	270	265	235
堀坂	426	193	233	181
妙原	118	51	67	50
三浦	181	87	94	86
草加部	505	245	260	225
野村	505	250	255	234
近長	509	258	251	213
檜	299	143	156	143
押入	2,047	1,009	1,038	917
高野山西	2,130	1,004	1,126	910
高野本郷	3,299	1,624	1,675	1,497
河面	874	429	445	354
福井	327	156	171	138
田熊	575	268	307	231
金井	207	88	119	80
中原	553	261	292	248
福力	214	109	105	86
新田	234	101	133	95
西吉田	1,091	514	577	447
池ヶ原	314	156	158	141

堂尾	71	34	37	32
国分寺	2,031	975	1,056	845
日上	736	352	384	326
瓜生原	508	241	267	243
河辺	2,165	1,069	1,096	1,049
旧津山市計	82,415	39,698	42,717	38,462

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
加茂町物見	91	40	51	45
加茂町河井	63	32	31	37
加茂町山下	34	14	20	18
加茂町知和	184	85	99	80
加茂町青柳	198	95	103	87
加茂町塔中	295	132	163	136
加茂町小中原	291	125	166	142
加茂町齋野谷	81	38	43	37
加茂町戸賀	47	21	26	24
加茂町黒木	89	48	41	36
加茂町倉見	37	19	18	26
加茂町宇野	234	111	123	117
加茂町原口	59	30	29	24
加茂町行重	110	49	61	51
加茂町櫛井	149	74	75	62
加茂町百々	120	58	62	49
加茂町中原	401	193	208	179
加茂町成安	192	94	98	86
加茂町下津川	121	57	64	55
加茂町公郷	564	273	291	267
加茂町桑原	374	189	185	161
加茂町小淵	65	32	33	34
加茂地域計	3,799	1,809	1,990	1,753

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
阿波	449	208	241	207
阿波地域計	449	208	241	207

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
新野東	748	358	390	339
西上	91	51	40	36
西中	564	252	312	276
西下	260	133	127	127
新野山形	459	224	235	219
日本原	340	151	189	165
市場	433	218	215	222

大岩	121	57	64	56
大吉	508	232	276	226
奥津川	75	35	40	36
上村	362	172	190	164
中村	305	143	162	123
杉宮	389	196	193	178
坂上	198	92	106	86
原	138	62	76	63
安井	555	280	275	246
上野田	201	89	112	86
下野田	153	67	86	64
勝北地域計	5,900	2,812	3,088	2,712

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
坪井上	237	110	127	105
坪井下	360	167	193	165
中北上	388	186	202	158
宮部上	110	55	55	56
宮部下	406	187	219	184
中北下	382	181	201	179
南方中	740	362	378	353
一色	158	75	83	56
神代	296	134	162	123
久米川南	623	290	333	283
領家	293	142	151	124
宮尾	597	287	310	238
戸脇	149	75	74	62
桑下	319	148	171	139
桑上	183	88	95	84
福田下	68	35	33	31
八社	112	59	53	47
油木下	127	59	68	54
油木上	120	58	62	53
油木北	255	114	141	116
里公文	315	152	163	120
里公文上	9	4	5	8
久米地域計	6,247	2,968	3,279	2,738

	人口			世帯数
	全体	男	女	
津山市合計	98,810	47,495	51,315	45,872

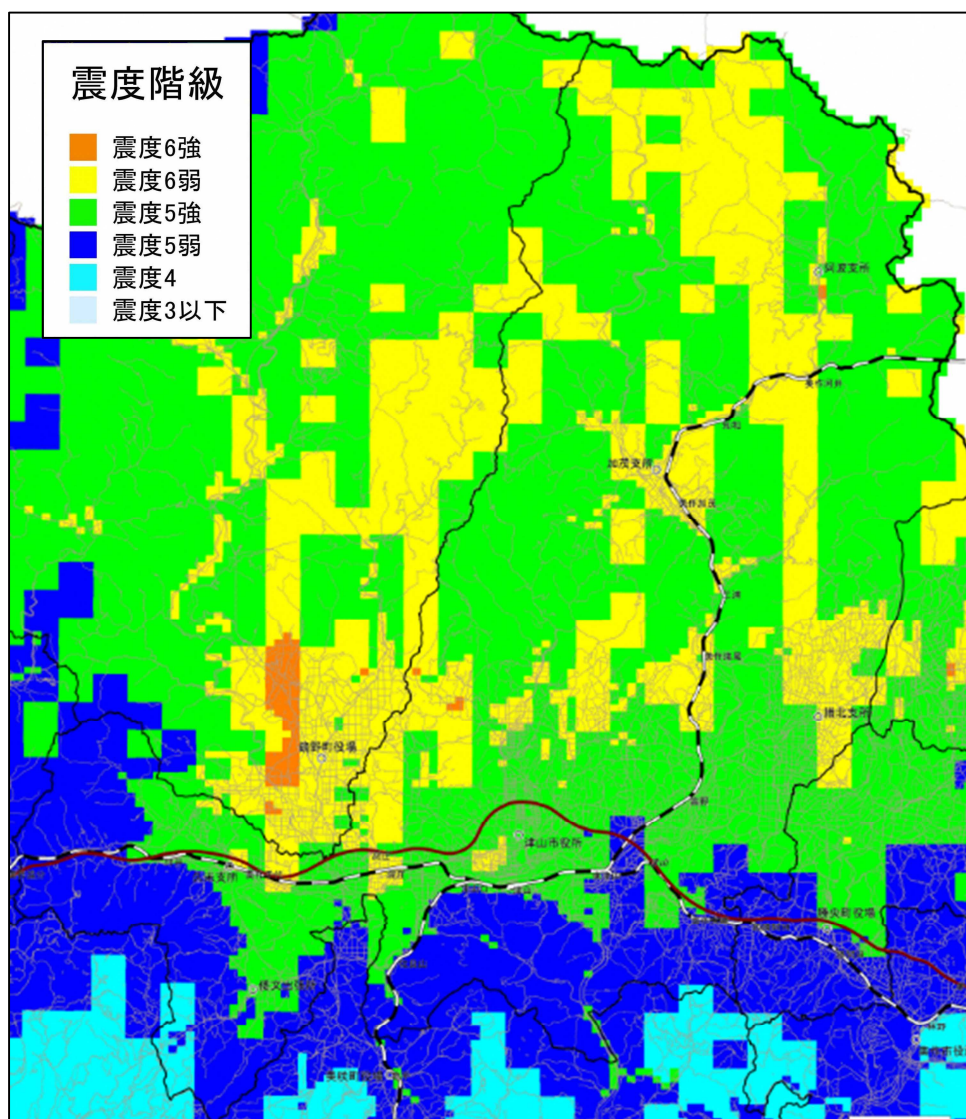
2. 前提とする災害

津山市業務継続計画において想定する災害は、津山市地域防災計画（震災対策編）が想定する地震のうち、本市域への被害が最も甚大と想定される「那岐山（なぎせん）断層帯の地震」とし、地震発生時の状況は、下表のとおりとする。

□地震想定（岡山県による「断層型地震の被害想定（平成26年）」をもとに作成）

項目	内容
発生時期	季節:冬 曜日:日曜日 時刻:午後6時 気象状況:晴れ（風速5m/s）
地震の規模	マグニチュード7.0
津山市の震度	最大震度6強
近隣市町の震度	震度6強：鏡野町・奈義町 震度6弱：真庭市・美作市・勝央町・美咲町

<那岐山断層帯の地震による震度分布図（津山市）>



3. 津山市域における被害想定

(1) 建物及び人的被害の想定

想定に基づく、地震発生時の建物及び人的被害の想定は、下表のとおりとする。

□建物および人的被害の想定

	建物 総数(棟)	全壊・焼 失棟数	大規模半 壊・半壊 棟数	人 口 (人)	死者数 (人)	重症・負傷 者数(人)	最大避難者 数(人)
想定数	41,491	60	1,110	106,788	3	147	487

(2) ライフラインの被害想定

想定に基づく、地震発生時のライフライン等の被害の想定は、下表のとおりとする。

□ライフラインの被害想定

	直 後		1 日 後		1 週 間 後	
	支障	支障率	支障	支障率	支障	支障率
上水道	29,083 人	27.2%	15,801 人	14.8%	0 人	0%
下水道	24,933 人	71.0%	909 人	2.6%	0 人	0%
電力	47,903 軒	71.0%	241 軒	0.4%	0 軒	0%

(3) 庁舎等の被害想定

①建物の被害

- ・本庁舎については耐震工事が完了し、倒壊の危険性は少なく、継続利用が可能であると想定する。ただし、庁舎の一部に損壊が発生するおそれがあるほか、地震の揺れにより中間階の変形等が生じた場合には、一時的に施設内への立入りを制限する可能性があるものと想定する。
- ・加茂支所、勝北支所、久米支所及び阿波出張所については、新耐震基準を満たしており、継続利用が可能とする。
- ・本庁舎及び各支所・出張所の執務スペースには、ガラスが飛散し、机上の書類や機材は、床に落下しているものとする。さらに、固定されていないロッカー等什器類のほとんどが転倒すると想定する。

②電力供給及びパソコン等OA機器の被害

- ・本庁舎及び各支所・出張所には自家発電機が設置されており、商用電源による電力供給停止時には、非常用電源により庁舎内への電力供給が行われる。

- ・本庁舎については、自家発電機用燃料の優先供給契約を締結しており、一定期間燃料の確保が可能と想定するが、各支所・出張所については、優先供給契約は未締結であり、燃料の確保が課題となる。
- ・空調設備については機器そのものへの被害はないが、停電の影響を受け、電力供給が正常化するまでは使用不能とする。
- ・OA機器のうち、免震床に設置及びアンカー打ちしているサーバラックは転倒しないが、非免震、非固定のサーバラックが転倒し、その修理には最低1週間程度を要するものとする。
- ・地震の揺れにより、固定措置を施していないパソコンやプリンター等が落下、破損し、使用できなくなるものと想定する。

③通信設備の被害

- ・地震発生後、電話回線の被害により、固定電話が通信不可能となる地域が一部で発生するほか、電話回線に被害がない地域においても、通信の輻輳により、通話が困難になると想定する。
- ・携帯電話も同様に輻輳が発生することから、電話回線が通じている施設は災害時優先電話による発信、電話回線が切断されている施設は防災行政無線による通話をそれぞれ行うものとする。
- ・インターネットへの接続については、通信事業者の対応に依存することとなるが、複数の接続手段を確保していることにより、利用可能と想定する。

(4) 業務実施環境に関する想定

①トイレの使用可否

- ・地震の揺れにより、下水道管破損等により漏水が発生した場合には、既設のトイレは使用不可能となる可能性があるとして想定する。

②水道水の供給可否

- ・地震の揺れにより、水道管が破損した場合には、一時的に断水となる可能性があるとして想定する。
- ・下水道管が破損等により漏水した場合は、上水の排水ができず、水道水の供給が不可能となる可能性があるとして想定する。

③職員用の食料及び飲料水、寝具等の確保

- ・本市が備蓄している食料及び飲料水は市民用のものであり、職員用の食料等の確保や調達が課題となる。
- ・発災後、職員はそれぞれの勤務地において活動を行い、交代で業務に従事することとなるが、本市が備蓄している寝具等は市民用のものであり、冬の夜間においても、寝具等が無い中で仮眠することとなる可能性があるとして想定する。

④日用品等

- ・取扱業者の被災や道路被害等の影響により、非常時優先業務に使用するコピー用紙等の消耗品や、職員・来庁者が使用するトイレトペーパーなどの日用品は、数日から数週間は購入できず、各施設で常時ストックしている物資を使い切った後は、一定期間使用不可能となる可能性がある想定する。

(5) その他の想定

①道路被害

- ・発災直後は、徒歩帰宅者や自家用車で道路があふれる可能性がある。
- ・主要幹線道路は、交通規制により、1週間程度は緊急通行車両以外の車による通行はできないと想定する。
- ・橋梁の大規模損壊等が発生した場合には、職員の参集にも影響が及ぶ可能性がある想定する。

②公共交通被害（鉄道・バス等）

- ・道路被害や、燃料確保が困難となる等の影響により、数日から1週間程度運休すると想定する。

第3章 非常時優先業務の選定

1. 非常時優先業務の考え方

災害応急業務に、優先度の高い通常業務を加えたものを「非常時優先業務」とする。

「非常時優先業務」の区分		業務の内容
「災害応急業務」	災害応急対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ・「津山市防災配備体制要領」に規定する業務 ・津山市地域防災計画（震災対策編）「第3章 震災応急対策計画」において規定する業務
	早期に実施が必要な災害復旧・復興業務	<ul style="list-style-type: none"> ・津山市地域防災計画（震災対策編）「第4章 震災復旧・復興計画」に規定する業務のうちで、優先して行う必要がある業務 ・発災後、新たに発生する業務のうちで、優先して行う必要がある業務
「優先度の高い通常業務」		<ul style="list-style-type: none"> ・非常時においても継続が不可欠な通常業務

2. 非常時優先業務の想定期間

非常時優先業務が想定される期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間および業務実施環境が概ね整い、通常業務への移行が可能になると考えられるまでの期間とし、津山市業務継続計画においては「発災後1か月間以内」とする。

3. 非常時優先業務の選定基準

発災時、資源の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、非常時優先業務を時系列で絞り込むことが必要となる。

このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、対象期間となる1か月以内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定するものとし、次に掲げる【表1】及び【表2】に基づき、以下の点にも留意して選定を行った。

(1) 非常時優先業務選定の留意点

- ・非常時優先業務にどの業務が該当するかは、「災害発生後の一定の時間が経過した時点で、当該業務が一定程度実施（再開）されているのが望ましいか」という観点で検討する。
- ・災害応急業務の漏れが生じないように、地域防災計画との整合を確認する。

(2) 業務開始目標時間設定の留意点

- ・地域社会の影響や、法令の適正な執行の観点から確認・検討する。

- ・業務開始目標時間は、住民にとって、当該業務がいつ頃までに開始される必要があるかという「必要性」の視点から確認・検討する。
- ・条件によって業務開始目標時間が大きく異なる場合には、原則として最も早い時期を業務開始目標時間として設定する。前提条件ごとに業務開始（実施）の目標時間が設定できる場合は、併せて設定する。
- ・発災から1～2週間後に、実際の被害状況等を受けて実施が決まる業務が多くなることに留意する。

【表1】 住民生活への影響度を分析する際の視点
（「非常時優先業務選定」の判断基準となるもの。）

①住民（職員）の生命・身体の保護	②資産の保護
③法的処理の期間・期日の順守	④個人情報や権利の保護
⑤その他復旧・復興に不可欠なものの保護	

【表2】 非常時優先業務特定指標
（「業務開始目標時間設定」の判断基準となるもの。）

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
① 3時間以内	組織的な業務遂行に必須な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認 ・初動体制の確立、被災状況の把握 ・所管施設利用者等の安全確保
② 1日以内	重大な行事・業務の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） ・死亡届受理、埋火葬許可書の発行等
③ 3日以内	他の業務の前提となる行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの再開等に係る業務
④ 2週間以内	復旧・復興に係る業務の本格化 窓口行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） ・窓口業務（届出受理、証明書発行等）
⑤ 1か月以内	その他の行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・税及び保険料の賦課調定業務等 ・その他の業務

4. 非常時優先業務の選定結果

選定基準に基づいて選定した非常時優先業務数は次のとおりである。

□非常時優先業務選定結果表（各部局別） ※詳細は付属資料に記載

部局名	種別	非常時優先業務				
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
総務部	応急業務	23	2	3		
	通常業務	2	10	11	8	11
企画財政部	応急業務	6	3	1		
	通常業務	2		1	3	13
税務部	応急業務	5			1	1
	通常業務		3		8	17
環境福祉部	応急業務	11	8	2	4	
	通常業務	1	8	22	44	10
こども保健部	応急業務	4	5			
	通常業務	3	13	6	5	
産業経済部	応急業務	5	2		1	
	通常業務	2	5	3		1
観光文化部	応急業務	3				
	通常業務		2			
農林部	応急業務	6	1	1	1	
	通常業務	1	2	1	1	3
都市建設部	応急業務	10	3	1		
	通常業務		11	8	4	5
地域振興部 ※各支所・出張 所を含む	応急業務	21	5		1	
	通常業務		6	3	2	6
議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 出納室	応急業務	3			1	
	通常業務		2	3	1	
水道局	応急業務	2	1			
	通常業務	1	3	3	2	3
教育委員会	応急業務	4		1		
	通常業務			1	9	1
計	応急業務	102	30	9	9	1
	通常業務	12	65	62	87	70

※「応急業務」は、災害応急業務を、「通常業務」は、優先度の高い通常業務をそれぞれ表すものとする。

第4章 非常時優先業務の実施体制

1. 指揮命令系統

非常時優先業務のうち、「災害応急業務」については、津山市地域防災計画及び津山市防災配備体制要領等に基づき、「優先度の高い通常業務」については、津山市事務分掌規則（平成9年津山市規則第20号）等に定める通常の指揮命令系統に従って実施することを基本とし、状況に応じて必要な措置を講じるものとする。

2. 津山市災害対策本部の活動

津山市災害対策本部は、本部長（市長）、副本部長（副市長・教育長・消防団長）、本部長付（企画財政部長・総務部長・総務部参与（危機管理）・税務部長・危機管理室長）及び本部員（各部局長）により構成する。

なお、津山市災害対策本部の組織構成及び事務分掌については次のとおりであり、住民の安全と生活環境の確保及び被害の早期復旧を図る。

□津山市災害対策本部の組織構成及び事務分掌

部	班	主な任務
総括部	総務班	1 情報連絡員、災害現場、避難所等との連絡調整に関する事 2 災害情報、被害報告等通報の収集及び取りまとめに関する事 3 本部の事務局に関する事
	人事班	1 本部連絡員、情報連絡員等要員の招集、配置指令に関する事 2 要員の給付、給食及び休養に関する事 3 派遣要員の受入れに関する事 4 本部の事務局に関する事
	危機管理班	1 本部設置、本部員の招集に関する事 2 本部会議に関する事 3 気象情報、注意報、警報等の受領、伝達、周知に関する事 4 災害報告等、県との連絡調整に関する事 5 防災関係機関との連絡調整に関する事 6 無線通信設備の運用に関する事 7 応援協定に基づく派遣等の要請に関する事 8 災害関係資料の作成に関する事 9 本部の事務局に関する事
	行財政改革推進班	1 広報車による広報に関する事（契約監理班の応援）
	財産活用班	1 庁舎の安全管理に関する事 2 市有車両の非常配備及び輸送の確保に関する事 3 市有財産の被害状況調査及び復旧に関する事 4 電話による通信連絡の確保に関する事

		<p>5 本部活動用物資（救援物資を除く）の調整並びに保管及び払出しに関すること</p> <p>※ 建築物の被害程度の判定に関すること</p> <p>※ 仮設住宅の建設に関すること</p>
	契約監理班	1 広報車による広報に関すること
	情報政策班	<p>1 災害時の通信連絡の確保に関すること</p> <p>2 災害情報、被害報告等通報の収集及び取りまとめに関すること</p>
	人権啓発班	<p>1 施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関すること</p> <p>2 避難所（アルネ）開設に関すること</p>
	選挙管理班	1 総括部各班の応援に関すること
広報調整部	みらいビジョン戦略班	<p>1 本部事務の総合調整に関すること</p> <p>2 広報車による広報に関すること（契約監理班の応援）</p>
	高等教育機関連携班	1 広報調整部各班の応援に関すること
	秘書広報班	<p>1 報道機関及び対市民への情報発表に関すること</p> <p>2 災害見舞の応接に関すること</p> <p>3 本部長等の被災地視察に関すること</p> <p>4 災害写真の撮影、現地録音の実施その他災害に関する広報資料の収集・作成に関すること</p>
	財政班	<p>1 災害関係予算に関すること</p> <p>2 災害関係資金対策に関すること</p> <p>3 広報調整部各班の応援に関すること</p>
避難対策部	債権管理班	1 避難対策部各班の応援に関すること
	税制班	<p>1 避難者の避難誘導に関すること</p> <p>2 避難者の避難所への収容に関すること</p> <p>3 避難所の開設及び管理運営に関すること</p>
	納税班	<p>1 避難者の避難誘導に関すること</p> <p>2 避難者の避難所への収容に関すること</p> <p>3 避難所の開設及び管理運営に関すること</p>
	課税班	<p>1 被害状況調査に関すること</p> <p>2 市税の特別措置に関すること</p> <p>3 税制班・納税班の応援に関すること</p>
生活衛生対策部	市民窓口班	<p>1 炊出用物資、食糧等救護物資の調達、保管、払出しに関すること</p> <p>2 炊出用物資、食糧等救護物資の運搬引渡しに関すること</p>
	環境生活班	<p>1 公害の予防及び苦情処理その他環境保全に関すること</p> <p>2 災害時における市民相談に関すること</p> <p>3 防疫に関すること</p> <p>4 消毒用、防疫用資材の調達、保管、払出しに関すること</p> <p>5 埋火葬に関すること</p>

生活衛生 対策部	環境事業班	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃及び消毒に関すること 2 災害ごみの収集、処理に関すること 3 施設の災害予防、応急処置及び被害調査に関すること 4 津山圏域資源循環施設組合との連絡調整に関すること 5 し尿処理に関すること 6 津山圏域衛生処理組合との連絡調整に関すること
	社会福祉事務 所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法による総合計画の樹立、適用及び経費の精算に関する こと 2 罹災者の救助及び応急扶助に関すること 3 災害時要支援者対策に関すること 4 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること 5 一般罹災証明の発行に関すること 6 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること 7 公用令書の発行に関すること 8 安否情報に関すること 9 生活保護法の適用に関すること 10 罹災者の他地域転出に関すること
	医療保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民窓口班の応援に関すること
こども保健 対策部	子育て推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所等施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
	こども保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所等施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
	こども子育て 相談班	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども保健対策部各班の応援に関すること
	健康増進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療班の編成及び派遣に関すること 2 病院、医院、診療所その他医療機関の利用に関すること 3 救護所の開設及び管理運営に関すること 4 医療資材の調達、保管、払出しに関すること 5 被災者の健康調査に関すること
	ワクチン接種 推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども保健対策部各班の応援に関すること
産業経済 対策部	商業・交通政 策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査及び応急処置に関すること 2 商工業関係の罹災証明の発行に関すること 3 労働者福祉施設の災害予防及び被害の応急処置に関すること 4 避難所（アルネ）の開設応援に関すること
	仕事・移住 支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働者福祉施設の災害予防及び被害の応急処置に関すること 2 産業経済対策部各班の応援に関すること
	みらい産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業経済対策部各班の応援に関すること
	企業立地班	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業経済対策部各班の応援に関すること
観光文化 対策部	観光振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関すること
	歴史まちづく	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光文化対策部各班の応援に関すること

	り推進班	
	文化班	1 文化財、施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関すること
農林対策部	ビジネス農林業推進班	1 農林対策部各班の応援に関すること
	農業振興班	1 農水産物及び家畜（以下「農業関係等」という。）の災害情報・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること 2 農業関係等の災害応急対策の企画調整に関すること
	農村整備班	1 耕地、水路、ため池、牧野（以下「耕地等」という。）の災害情報・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること 2 耕地等の被害の応急処置に関すること 3 耕地等の災害応急対策用物資の調達、保管、払出しに関すること
	森林班	1 山林、林道等の災害情報・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること 2 山林、林道等の被害の応急処置に関すること 3 山林、林道等の災害応急対策用物資の調達、保管、払出しに関すること
建設対策部	管理班	1 道路に関する被害状況の把握及び応急対応に関すること 2 災害応急対策資材の調達、保管、払出しに関すること 3 災害時における屋外の避難所・救護所の設置に関すること 4 市の管理する公営住宅等応急修理に関すること
	土木班	1 災害の予防、拡大防止に関すること 2 災害応急土木に関すること 3 公共土木災害の調査及び復旧に関すること
	都市計画班	1 交通規制に関すること 2 公園施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関すること 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること 4 被災宅地の危険度判定に関すること
	下水道班	1 水門、ポンプ等の操作運用に関すること 2 下水道施設の災害予防及び被害の応急処置に関すること
地域対策部	地域づくり推進班	1 災害時における各支部との連絡調整に関すること 2 ボランティアの受入等に関する統括及び連絡調整に関すること 3 外国人に対する情報提供及び相談に関すること
	生涯学習班	1 公民館等社会教育施設の被害の応急処置及び被害状況の取りまとめに関すること 2 人権啓発班の応援に関すること（図書館）
	スポーツ班	1 体育施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
	議会事務班・監査事務班	1 ボランティアの受入れ等に関する統括及び連絡調整に関すること（地域づくり推進班の応援）

出納部	出納班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係資金の需給及び精算に関すること 2 災害見舞金品の受領及び保管に関すること
水道対策部	経営企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道対策部の総括及び連絡調整に関すること
	業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関すること
	水道施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の応急対策に関すること
教育施設 対策部	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校等教育施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育対策の樹立及び実施に関すること
	保健給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常炊出の実施に関すること 2 学校給食施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関する こと
	次世代育成班	<ol style="list-style-type: none"> 1 鶴山塾等施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
加茂支部 勝北支部 久米支部 阿波支部	地域振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との総合連絡調整に関すること 2 管轄区域における災害情報の収集、本部への連絡に関すること 3 管轄区域における無線通信設備の運用及び通信連絡の確保に 関すること 4 管轄区域における災害写真の撮影その他災害に関する広報資料 の収集に関すること 5 管轄区域における各種広報及び情報伝達に関すること 6 管轄区域における罹災者の避難誘導及び避難所への収容に 関すること 7 管轄区域における避難所の開設及び管理運営に関すること 8 管轄区域における救護物資の調達、保管、払出しに関すること 9 管轄区域における救護物資の運搬引渡しに関すること 10 管轄区域における被害状況調査に関すること 11 管轄区域における災害ごみの収集、処理に関すること 12 管轄区域における罹災者の救助及び応急扶助に関すること 13 管轄区域における救護所の開設及び管理運営に関すること 14 管轄区域における災害時要援護者対策に関すること 15 管轄区域における一般罹災証明の発行に関すること 16 管轄区域における公民館等の災害予防、被害調査及び応急措置に 関すること 17 管轄区域における災害の予防、拡大防止に関すること 18 管轄区域における農林業関係等、耕地等、観光施設等の災害状 況・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること 19 管轄区域における農林業関係等の被害の応急処置に関すること 20 管轄区域における災害応急対策資材の調達、保管、払出しに 関すること 21 管轄区域における公共土木災害の調査及び復旧に関すること 22 管轄区域における交通規制に関すること

3. 職務代行

各部局においては、非常時において、円滑に指揮命令系統を確立し、対処の遅滞を防ぐため、部課長等の管理職員の参集遅延又は参集不能に備え、あらかじめ権限委任について定める。大規模災害発生時には、速やかに意思決定権者の安否を確認し、必要に応じ職務を代行する。

(1) 職務代行の考え方

- ①あらかじめ定められた責任者及び代行者は、本庁に連絡を取り、負傷状況や参集の可能等を報告する。
- ②責任者と連絡が取れない場合には、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、あらかじめ定めた順序で自動的に代行者に委任する。
- ③責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。
- ④権限委任を定める責任者の範囲は、原則として、課長級以上の職員は必須とし、その他の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮したうえで定める。
- ⑤代行者が多くの最優先業務に関与する等の理由により、業務負荷が高い場合も考えられるため、非常時の業務負荷等を考慮したうえで代行者を設置する。
- ⑥責任者が有する全ての権限や職務を1人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。
- ⑦代行者の同時被災も考えられるので、代行者には他の庁舎で勤務している者を含めることも検討する。

(2) 首長の職務代行順位

市長が不在の場合の職務の代行順位は、以下のとおりとする。

第1順位	第2順位
副市長	総務部長

4. 職員の参集体制

非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害が発生した場合は、津山市地域防災計画に定める基準に基づき、速やかに参集する。

また、参集途中には、被害状況等の情報収集に努め、登庁後は災害対策本部等の指示に従い、適宜、報告を行う。

なお、災害による交通機関の運休や道路被災等により、指定された事務所に参集できない場合には、参集可能な支所等に参集した上で、その旨を速やかに所属長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

□職員参集体制（津山市防災配備体制要領より抜粋）

区 分		体 制	参集課室・職員
地 震	震度 5 強以上の地震が発生したとき	非常体制 (3号配備)	全職員体制
風 水 害	発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき		
	特別警報が発表されたとき		

5. 職員参集状況の想定

大規模災害が発生した場合の職員の参集状況を、次の「参集予測の考え方」に基づき想定する。

□参集予測の考え方

時間経過	参集可能職員数の試算方法
3 時間以内	庁舎から概ね 10km 圏内の職員の 8 割
3 日以内	庁舎から概ね 20km 圏内の職員の 8 割 (A)
2 週間以内	参集人員 = $A + (B - A) \times (14 \text{ 日} - 3 \text{ 日}) \div (30 \text{ 日} - 3 \text{ 日})$
1 か月以内	全職員の 8 割 (B)

①地震発生3時間後まで

地震発生から3日間は、道路の被災等により、他の交通手段の利用が困難となる可能性が高いため、徒歩のみによる参集を想定する。

その速度は、毎時3～4kmの連続歩行とし、概ね10km圏内の職員が参集可能とする。しかし、本人の家族の死傷等や、建物被害などにより、職員の2割が参集できないものとし、概ね10km圏内の職員のうち、約8割の職員が参集可能と想定する。

なお、勤務地までの距離が概ね20kmを超える場合には、徒歩による参集は困難とみなす。

②地震発生の12時間後から3日後まで

交通機関の停止による徒歩での参集を想定するため、時間はかかるが勤務地から概ね20km圏内の職員が参集可能とする。

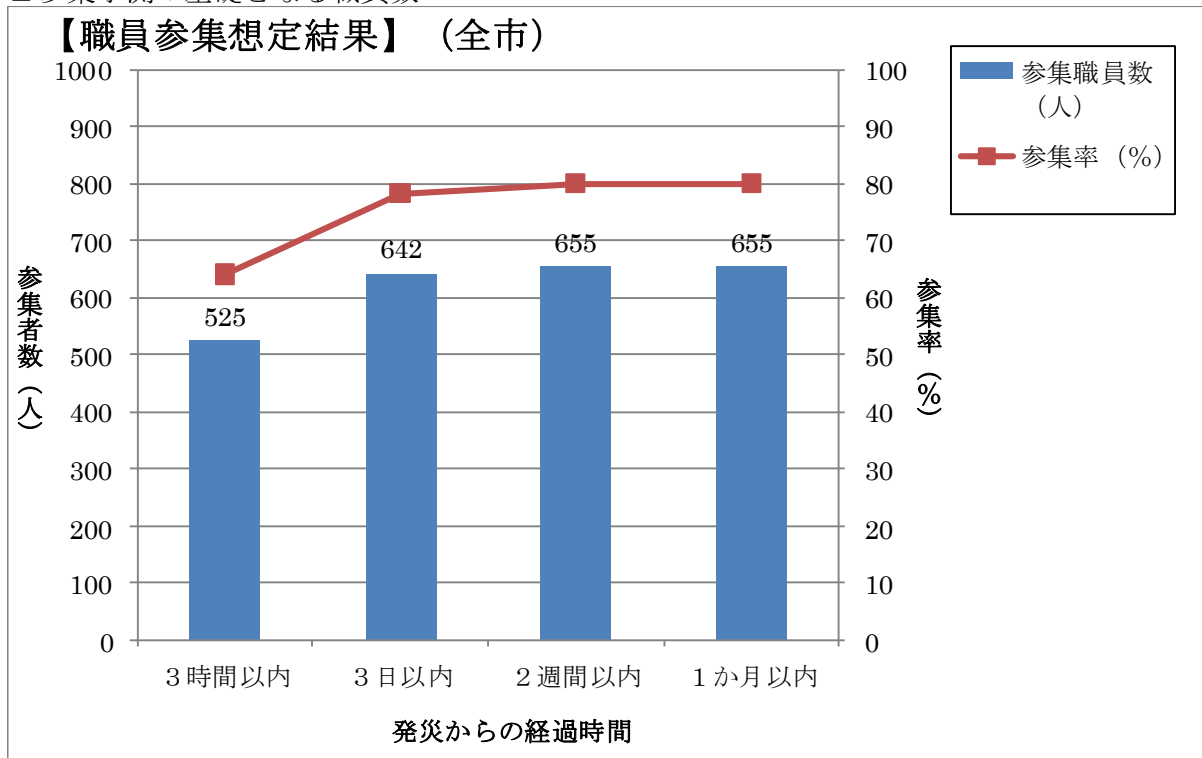
しかし、地震発生3時間後までの参集の考え方と同様の理由により、職員の2割が参集できないものとし、概ね20km圏内の職員のうち、約8割の職員が参集可能とする。

③地震発生から4日後

公共交通機関や道路も徐々に復旧して、勤務地までの距離が20kmを超える職員も徐々に参集可能と想定する。

1か月後は、職員の死傷や建物被害等により、職員の2割が参集できないと仮定し、全職員の8割が参集可能とする。3日目以降から1か月後までの間は、その間を直線補完して参集可能人員を計算する。

□参集予測の基礎となる職員数



【参集予測結果(本庁)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	476人	63%
～3日以内	588人	78%
～2週間以内	601人	80%
～1か月以内	601人	80%

【参集予測結果(加茂支所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	14人	74%
～3日以内	15人	79%
～2週間以内	15人	79%
～1か月以内	15人	79%

【参集予測結果(勝北支所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	16人	67%
～3日以内	19人	79%
～2週間以内	19人	79%
～1か月以内	19人	79%

【参集予測結果(久米支所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	15人	75%
～3日以内	16人	80%
～2週間以内	16人	80%
～1か月以内	16人	80%

【参集予測結果(阿波出張所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	4人	80%
～3日以内	4人	80%
～2週間以内	4人	80%
～1か月以内	4人	80%

6. 職員の確保対策

(1) 職員の安否確認

各所属は、毎年度始めに、災害発生時の緊急連絡網を作成しておくこととし、発災時には、所属長等の指示により、直ちに職員の安否確認を行うものとする。

なお、大規模災害発生時には、災害対策本部から全職員に対し、安否確認及び参集ができるかどうかを確認するため、市職員用メール（インターネット回線）を配信するものとする。

停電やインターネット回線・サーバの故障等により、職員の安否確認に市職員用メール（インターネット回線）が利用できない場合は、携帯電話等により安否確認を行うものとする。

（２）全庁的な業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合には、まずは、部局（課）内で調整し、要員を確保するものとするが、なお不足する場合は、他の部局（課）から応援動員を行う。応援動員の調整は、各部（課）からの要請に基づき、災害対策本部において行う。

また、専門知識を必要とされる業務について、職員が不足する場合も想定し、平常時から、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

（３）職員の健康管理

大規模災害発生時には、職員は長期にわたり非常時優先業務に従事することとなるため、災害対策本部及び人事課、各所属長は、参集した職員を基に、早期に２交代制または３交代制の勤務体制を計画し、職員の健康管理に努める。

また、業務中の休憩については、所属長が担当現場の状況を勘案し、業務への影響がないように配慮することとし、職員は、持ち場を離れる場合には必ず所属長に行き先等を告げておく。

やむを得ず、長時間の勤務に従事させる場合には、適度に休憩及び仮眠を取らせるとともに、16時間勤務を限度とし、次の交代時には最優先で交代させるものとし、避難所等へ派遣された職員についても、同様の勤務体制とする。

なお、業務中に負傷又は体調に異変をきたした職員がある場合には、速やかに勤務のローテーション変更を行い、治療及び療養を指示する。

（４）関係機関等への応援要請

大規模災害発生時には、参集可能な職員のみでは非常時優先業務の実施が困難となる可能性がある。その場合には、岡山県等に応援職員の派遣を要請する。

また、明らかに大規模な被害が発生していると判断される場合には、被害状況や職員の不足状況の確認を待たずに、応援職員の派遣を要請する。

必要人員の把握及び応援職員の派遣要請手順については、次のとおりとする。

＜必要人員の把握＞

- ① 各所属は、参集人員の不足により、非常時優先業務が実施できない場合（実施できなくなる可能性のある場合を含む）には、災害対策本部に対し、職員の応援要請を行う。
- ② 人事課は、災害対策本部と連携し、要請のあった応援職員配置の調整を行う。

- ③ 災害対策本部及び人事課は、各所属を超える応援職員配置の調整の結果、非常時優先業務が実施できない（実施できなくなる可能性のある場合を含む）と判断した場合には、調整結果（業務・職種・人数・期間等）を基に、岡山県等の関係機関に対し、応援職員の派遣要請を行う。

<関係機関等からの受援>

- ① 関係機関等からの応援職員の配置・業務については、人事課及び災害対策本部により決定する。その際には、派遣された職員の職務経験等の聞き取りを行い、できるだけ経験が生かされる部署及び業務への配置を行う。

なお、職務経験がない部署及び業務への配置を行う場合には、本市職員で経験のある者を責任者として配置し、業務が円滑に行えるよう配慮を行う。

- ② 応援職員については、配置先の所属長が受入れを管理する。

配置先の所属長は、応援職員が効果的かつ持続的に活動できるよう、本市職員を随行させ、業務の引継ぎや活動支援を行うものとする。また、本市職員と同様に勤務の交代や休養についても配慮し、応援職員が効果的かつ持続的に活動できるよう、健康の管理を図る。

第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策

1. 庁舎

(1) 現状

本庁舎は、耐震工事が完了しており、耐震性能を有している。

また、加茂支所、勝北支所、久米支所及び阿波出張所についても新耐震基準を満たしている。

本庁舎及び各支所・出張所においては、壁や柱、ガラス等の破壊や亀裂の発生とともに、天井板や照明器具の落下などによる破片等が床や廊下に散乱することが予測される。

さらに、勤務時間内に大規模な地震が発生した場合は、庁舎内等に多くの市民が来庁しており、その中からも負傷者が出る可能性があり、エレベーターが停止した場合は、内部に閉じ込められる人も発生する。

□本庁舎等の耐震診断結果等

庁舎名	竣工年	構造	地上階	地下階	延床面積 (㎡)	備考
本庁舎	1982年	SRC造	6	1	15,100.04	耐震改修完了
加茂支所	2019年	木造	1		396.51	耐震基準に適合
勝北支所	1985年	RC造	3		2,805.66	耐震基準に適合
久米支所	1988年	RC造	3	1	4,514.88	耐震基準に適合
阿波出張所	1995年	RC造	3		2,192.00	耐震基準に適合

(2) 対策

被災により、本庁舎が使用不可能となった場合は、次の施設を代替施設として業務を継続する。

なお、本庁舎と同時に被災する可能性がある「東庁舎」及び「すこやかこどもセンター」については、代替庁舎の選定から除外している。

また、各支所・出張所についても、被災により使用不能となった場合には、本庁舎又は他の支所・出張所、もしくは近隣の公共施設を代替施設として、業務を継続するものとする。

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	
第1順位	第2順位
勝北支所	久米支所

2. 電気、水、食料等

(1) 現状

①電気【財産活用班】

- ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高く、復旧は1日後と予想される。
- ・本庁舎及び各支所・出張所においては、停電時には、専用の自家発電設備の稼働により庁舎内へ電源が供給される。
- ・本庁舎2階の防災行政無線設備は、自家発電機回路に接続するとともに、直流電源装置を整備しており、長時間の稼働が可能である。

□本庁舎及び各支所・出張所の自家発電機運転時間等

	燃費 (L/H)	タンク容量 (L)	運転時間 (H)
本庁舎	64	1,950	30.5
加茂支所	12.9	198	15.3
勝北支所	8	40	5.0
久米支所	15.3	390	25.5
阿波出張所	11	30	2.7

②上水道【財産活用班・地域振興班】

- ・発災直後は断水する可能性があり、復旧は1～3日後と予想される。
- ・本庁舎、支所、出張所（加茂支所除く）には上水（飲料水）用の貯水槽が設置されており、飲料として数日分の確保がある。

③下水道【財産活用班】

- ・発災直後は下水道の被災により、水洗トイレが使用不能となる可能性があり、復旧は1～2日後と予想される。

④食料及び飲料水等【人事班】

職員用の食料及び飲料水等については、災害発生時、職員は数日間帰宅せずに非常時優先業務に従事することが想定されているため、その期間分をあらかじめ確保しておく必要がある。

(2) 対策

①電気【危機管理班・財産活用班】

- ・非常時には、自家発電設備を稼働し、長時間運転に備え燃料の継続供給を図るとともに、電力事業者に優先的な復旧等を依頼する。
- ・必要に応じて庁舎内の電力使用の制限を行う。
- ・各課は、非常時優先業務に使用しない機器の電源は全て切るほか、非常時優先業務で使用する際も、不要な時間帯は電源を切るなどの節電に努める。

- ・平常時から、非常用電源の確保や、燃料備蓄などの取組を進める。
- ・電力設備の優先復旧要請や、中国総合通信局が保有している、災害対策用移動電源車等の貸与申請について、あらかじめ手順を定めておく。

②上水道【危機管理班・財産活用班】

- ・非常時には、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を要請する。
- ・財産活用課は、必要に応じて庁舎内の使用箇所の制限を行うほか、各課は節水に努める。
- ・庁舎上水道設備の早期復旧を図る。

③下水道【危機管理班・財産活用班・下水道班】

- ・非常時には、下水道維持管理業者に連絡し、下水道施設の点検及び早期復旧を依頼する。
- ・庁舎下水道設備の早期復旧についてあらかじめ定めておくほか、仮設トイレの設置対応が可能な業者を確認しておく。
- ・職員及び来庁者、避難者等を想定して、簡易トイレの備蓄を拡充するとともに設置場所及び汚物の処理方法等についても検討を行う。

④食料及び飲料水等【人事班・市民窓口班・各職員】

- ・非常時には、災害協定締結団体に対して食料及び飲料水等の支援要請を行う。なお、避難者分とあわせての要請となることから、調達した食料等は、避難所を優先して配分を行う。
- ・職員への配分の際に、数量が不足する場合には、今後の非常時優先業務の遂行体制等を考慮したうえで配分を行う。
- ・各職員は、3日分の食糧・飲用水の確保を前提として、参集時に食糧等を持参することも含め、自己の必要量をあらかじめ確保しておくよう努める。

3. 通信手段

(1) 現状

保有している通信手段の状況は、次のとおりである。

通信手段	状況
N T T電話回線	<ul style="list-style-type: none"> ・電話交換設備は、自家発電機回路に接続しているため、機器に障害がない限り、停電時においても使用可能である。 ・市全体（津山圏域消防組合及び公民館、小・中学校等を含む。）で、45回線が災害時優先電話の承認を受けており、災害発生時に通信制限が行われた場合においても、制限を受けることなく発信を行うことができる。

インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット網への接続については、通信事業者に依存することとなるが、複数の接続手段を事前に確保している。
災害情報メール等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月1日時点での登録アドレス数は、20,918件である。 ・災害発生時には、携帯電話の主要3キャリア（NTTドコモ、au、ソフトバンク）に対して、緊急速報メールの利用による情報伝達も可能である。
緊急告知防災ラジオ ※旧津山地域を対象	<ul style="list-style-type: none"> ・役所内放送設備は、本庁舎2階の無線室に設置している。設備は、自家発電機回路に接続するとともに、直流電源装置を整備しており、長時間の稼働が可能である ・平成26年度に、勝北支所を経由したバックアップ回線の整備を実施している。 ・設置補助制度分と無償公設分を合計した、令和3年3月31日時点での普及率及び普及台数は、以下のとおりである。 (普及率) 9.02% (普及台数) 3,248台
防災行政無線	<p>【同報系】 ※旧町村地域を対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局は、本庁舎2階の無線室に設置している。 ・子局（屋外スピーカー）は、旧町村地域内の28ヶ所に設置しており、バッテリーにより2日間分の電源を確保している。 ・戸別受信機（屋内）は、旧町村地域内の6,739世帯に設置しており、停電時にも、電池による使用が可能である。 ・緊急地震速報や地震情報等の発表時には、Jアラートにより、自動で緊急情報が放送される。 <p>【移動系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局は、本庁舎2階の無線室に設置している。 ・市全体で、携帯型（半固定含む）及び車載型無線機を94台保有している。 (本庁舎) 携帯型：37台、車載型：10台 (加茂支所) 携帯型：8台、車載型：5台 (勝北支所) 携帯型：9台、車載型：3台 (久米支所) 携帯型：10台、車載型：4台 (阿波出張所) 携帯型：5台、車載型：2台 (圏域消防組合) 携帯型：1台
県防災行政無線	<p>以下の通信媒体があり、専用回線で県との通信が可能である。</p> <p>【電話】 本庁危機管理室及び宿直室、災害対策本部（202会議室）の内線電話を利用（平常時も使用可）</p> <p>【ホットライン電話】 本庁3階に1台設置（岡山県総合防災情報システムに付帯して</p>

	<p>おり、平常時も使用可)</p> <p>【防災FAX】</p> <p>本庁3階に1台設置（平常時にも使用可）</p>
--	---

(2) 対策

- ・非常時には、通信事業者に対して優先的な復旧を要請するとともに、通信回線の早期復旧を図る。
- ・各課は、不要な通話を避けるとともに、災害対策本部と県との連絡については県防災行政無線やFAXを活用する。
- ・平常時から、多様な通信手段の確保を進めるとともに、県防災行政無線電話や移動系防災行政無線等の使用方法についても確認しておく。
- ・通信環境の優先復旧等の要請について、あらかじめ手順を定めておく。
- ・平常時から、固定電話の災害時の使用ルール等についても検討しておく。

4. 情報システム等

※詳細については、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を参照。

(1) 現状

本庁舎の情報政策課内にあるシステムのハードウェア（機器・設備）については、免震・耐震対策を実施したサーバラックに搭載しており、住民情報システム等の業務系サーバについても、免震・耐震対策を実施しているが、各支所・出張所のネットワーク機器についての対策は未実施となっている。

また、重要な行政データのバックアップについては、正本は同時被災のリスクが低い遠隔地のデータセンターに保管しており、有事の際には遠隔地から本庁舎へ持ち込むことで、非常時優先業務等の再開が可能となる。また副本は、本庁舎のサーバラック（免震・耐震対策実施済）に保管しており、震度7までの揺れに対応できるよう対策を講じている。ただし、各課に配置しているクライアントの対策は未実施となっている。

津山市における大部分の情報システムは庁内ネットワーク環境にあり、個々のサーバはUPS（無停電電源装置）の配下となっているため、災害時に電力供給が遮断されると、UPS機能によりサーバを自動的にシャットダウンする。

ハード機器に損傷があった場合、再起動には保守契約業者やシステムサポート技術者による確認作業が必要である。

なお、非常時優先業務の実施に必要なシステムについては、各課における非常時優先業務の調査において特定しており、詳細は、付属資料に記載のとおりである。

(2) 対策

①免震・耐震対策等

- ・各支所、出張所のネットワーク機器収用ラックに対して、免震床の設置または耐震補強を実施する。

- ・地震とともに、土砂災害や水害によるリスクも想定して、ネットワーク機器類の2階以上への移設を検討する。もしくは、浸水までの猶予時間内に、重要な行政データ等を上層階等に移動させるための手順や体制の整備を行う。
- ・庁内の各課に配置しているパソコンやプリンター、サーバ等の転落・転倒防止対策を実施する。

②データのバックアップ等

- ・非常時優先業務の実施に必要なデータや記録等の保護及びバックアップについて、本庁舎と同時被災しない場所でのバックアップ体制を構築する。
- ・発災時を想定し、バックアップデータを用いた復旧作業の訓練を行う。
- ・データのバックアップに関して、クラウドサービス等の積極的な活用を行う。

③情報システム及びネットワークの運用等

- ・庁内LAN等の情報システムや、インターネット接続回線の多重化に努める。
- ・ネットワークの脆弱性への対策を実施する。
- ・集積装置（HUB）等、重要なネットワーク機器等に関する安価な代替機器を事前に準備しておく。
- ・避難行動要支援者システムや被災者支援システム等、災害発生時に利用が想定されるシステム等への電源を確保する。

5. 公用車

(1) 現状

公用車の保有状況は、次のとおりである。

区 分	保 有 台 数					区 分	保 有 台 数				
	本 庁	支 所					本 庁	支 所			
		加 茂	阿 波	勝 北	久 米			加 茂	阿 波	勝 北	久 米
バックホー			1			軽四トラック	5			3	2
ショベルローダー		2				普通車バン			1		
小型特殊		1		1		小型車バン	6			3	
普通貨物トラック	5	2	1		3	小型乗用車	4	2	1	3	1
小型貨物トラック	3	1				普通乗用車	16			1	
ダンプカー	3	1			2	図書館車	1				
マイクロバス等			2			交通安全指導車	1				
身体障害者輸送車	1					原動機付自転車	17			1	
軽四輪車	86	7	2	2	7	道路作業車	3	1			
軽四ダンプカー	6	1	1			ロードパッカー	18		1		
道路パトロールカー	1										

(2) 対策

- ・非常時には、公用車の被害状況を確認し、早急に配車計画を策定する。また、必要となる燃料の確保を一括して行う。
- ・各課は、配車計画策定以降、計画に従い公用車を使用する。使用に際しては、非常時優先業務に必要な場合に限ることはもちろん、省エネ運転等を心掛け、燃料の節約に努める。
- ・平常時から、燃料に関する販売業者との非常時の優先供給に関する協定の締結や備蓄等について検討し、継続的な供給体制の構築を図る。

6. その他の物品・用品等

非常時優先業務を遂行するうえで、その時の状況により予期せず必要となる物品等もあり、各課の非常時優先業務において必要となる物品等は、各課において調達を行うことを原則に、全部署に関わる物品等については、津山市災害対策本部で調整する。

調達した物品等が、必要量に不足する場合には、非常時優先業務の業務開始目標時間等に留意して分配する。

なお各課は、非常時優先業務に必要な物品等の、平常時からの備蓄についても検討しておく。

第6章 業務継続体制の向上

1. 計画の見直し・更新

社会的な外部環境の変化や人事異動、事務事業の見直し、組織改編等により、業務や必要な資源は、絶えず変化するため、計画策定後においても、PDCAの手法を用いて継続的に計画の見直し及び更新を行い、実効性を確保する。特に、次の場合においては、積極的に見直し・更新を実施する。

また、大規模災害等の発生により、本市の行政機能が喪失、不全となった場合を想定し、県や他市町村等から円滑に応援を受け入れ、有効に活用するための体制整備に努める。

- ① 被害想定が更新されたとき
- ② 津山市地域防災計画の修正内容が、業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ③ 事務事業の見直しや組織改編が、業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ④ 災害対応や訓練において、課題が明らかになったとき

2. 業務継続体制の整備・強化

(1) 業務マニュアル等の整備

市の各部局においては、非常時優先業務の迅速かつ効果的な実施に必要な業務マニュアルや様式、関係機関名簿、資料集等について、あらかじめ整備する。

なお、業務マニュアル等については、外部からの応援職員等が速やかに非常時優先業務を実施できるよう、具体的に記載するものとする。

(2) 他計画との関係等

津山市地域防災計画をはじめ、防災に関する計画・マニュアル、基準、指針等の策定及び修正に当たっては、業務継続計画の検証、修正等の内容に留意する。

また、津山市地域防災計画の修正等の成果についても、業務継続計画の検証、修正等に反映し、津山市の業務継続体制を強化する。

なお、他の部局等において部門別業務継続計画を策定する場合には、業務継続計画本編の内容との整合性を確認し、必要に応じて修正を行うものとする。

(3) 研修・訓練の実施等

災害時に計画が有効に機能するためには、平時から職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識しておく必要がある。このため、毎年度、各所属において、計画の周知・確認を行うとともに、組織的な対応力を高めるため、全庁的な取組による職員研修や実践的な訓練を計画的に実施する。

3. 平常時からの備え

(1) 各所属長

各所属長は、災害時において非常時優先業務を円滑かつ的確に実施するため、平常時から、緊急時の連絡体制の確保やマニュアル等の作成、所属職員への周知徹底等、業務継続計画の実効性の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、マニュアル等の作成時に考慮すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 発災時の状況等の具体的な想定
- ② 非常時優先業務の業務開始目標時間を踏まえた、災害時の所要人員及び応援体制等の整備
- ③ 指揮命令系統や、情報連絡体制等の整備
- ④ 指揮者の代行や、災害の長期化に備えたバックアップ体制の構築
- ⑤ 業務遂行上の課題と対応策の検討

(2) 各職員

各職員は、日常の業務や研修・訓練等を通じ、津山市業務継続計画の内容及び次の事項の習熟に努める。

- ① 本市の防災体制と、防災上処理すべき業務（地域防災計画）
- ② 災害発生時の動員計画及び自らの役割
- ③ 各関係機関等との連絡体制
- ④ 非常時優先業務に係る関係法令の運用
- ⑤ 地域の災害リスク及び被害想定

なお、各所属における非常時優先業務の内容については、他の職員の担当業務であっても実施できるよう、業務内容を把握しておく。

また、人事異動等の際には、平常時の業務だけでなく、非常時優先業務の内容についても引継書を作成するなど、確実に引継ぎを行うものとする。

津山市業務継続計画

平成 30 年 3 月	策定
平成 31 年 3 月	一部改訂
令和 4 年 3 月	一部改訂
令和 4 年 1 1 月	一部改訂